

ドラゴンルート推進協議会規約

第1条（名称）

この協議会は、ドラゴンルート推進協議会（以下「協議会」という。）という。

第2条（目的）

協議会は、本州中部を縦断する観光ルート「ドラゴンルート（昇龍道）」を通して、海外および国内から中部圏への誘客を目的とするとともに、この圏域の魅力を一体的にアピールし、日本の代表的な観光ルートとなり、中部地域の観光産業の発展ならびに日本の観光立国として圏域各地域と協力しながら、文化、歴史、産業の活性化に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の情報交換と経験交流に関する事業
2. ドラゴンルート（昇龍道）の魅力进行研究し、それを商品化する事業
3. 海外からの誘致を積極的に行い、事業の拡大を目指す事業
4. 観光産業として、国、県に対する共同展望、共同提案に関する事業
5. 商品の研究、開発と販売促進に関する事業
6. 商標管理、使用許諾に関する事業
7. その他、協議会の目的に資する事業

第4条（会員）

協議会は、一般会員及び特別会員で構成する。

- （1）一般会員は、協議会の目的に賛同する観光に関わる法人事業者とする。
- （2）特別会員は、協議会の目的に賛同する観光関係団体、経済団体、地方公共団体、その他団体及び会長が協議会運営上特に必要と認めたものとする。

第5条（入会、退会）

協議会の入会及び退会は、協議会の承認を得るものとする。

第6条（役員の定数）

協議会に次の役員をおく。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 若干名

- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 1名

第7条（役員を選任）

1. 会長は、総会において一般会員の代表者の中から選任する。
2. 副会長及び監事は、総会において一般会員及び特別会員の中から選任する。
3. 幹事は、会長が指名する。

第8条（役員職務）

1. 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が参加出来ないときはその職務を代行する。
3. 幹事は、協議会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を遂行する。
4. 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

第9条（役員任期）

1. 役員任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員にて選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合または辞任により退任した場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

第10条（総会）

1. 総会は、一般会員及び特別会員をもって構成する。
2. 総会は、会長がこれを召集する。
3. 総会の議事運営は、会長が主宰する。

第11条（総会議決事項）

総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 事業計画の決定
2. 事業報告及び収支決算の承認
3. 規約の変更
4. その他協議会の運営に関する重要事項

第12条（総会議決）

総会の議事は、総議決権数の過半数以上をもって議決し、可否同数の場合は、会長の決するところとする。

第13条（幹事会）

1. 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会をおく。
2. 幹事会は、会長、副会長及び幹事を持って構成する。
3. 幹事会には、会長が運営上特に必要と認めたものも参加できる。
4. 幹事会は、第3条に定める事業の遂行に関する企画、立案を行うとともに次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会に議決した事項の執行に関わること。
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の遂行に関すること。
5. 幹事会は、必要に応じて会長が召集する。

第14条（経費）

1. 協議会の事業に要する費用は、会費その他の収入をもって充てる。
2. 会費については、別に定める。

第15条（事業年度）

協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（事務局）

1. 協議会の事務局は、和倉温泉・多田屋におき、協議会の庶務を担当する。
2. 事務局長は、会長が任命する。

第17条（その他）

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成24年3月31日から施行する。